平成２４年（フ）第７９号
栃木県足利市田中町918番地２
債務者　髙久　富子
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８０号
栃木県佐野市伊勢山町1037番地２、前住所栃木県佐野市高萩町838番地５
債務者　新井　郁枝
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８５５号
東京都国分寺市南町３丁目９番25―602号都営国分寺南町三丁目アパート
債務者　鎌田　成己
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６４６号
神奈川県大和市桜森３丁目10番17号　サンセリーテ桜森102号
債務者　田家　康臣
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３４号
神奈川県鎌倉市植木436番地１　鎌倉グリーンマンション103号小川方
債務者　加藤規久子
成年後見人　岸　　和子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４０号
横浜市中区富士見町２番地１　東亜ビル402号室
債務者　高村　幸一
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４６号
横浜市旭区中沢１丁目37―10　ハイムさんきパート６―103号、住民票上の住所横浜市旭区四季美台43番地10
債務者　茂木　惠二
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６５号
横浜市栄区公田町1636番地
債務者　碓井雄一郎
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２６号
横浜市中区山手町167番地５　山手ハイツ２Ｆ
債務者　石井康次郎
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３０５０号
福岡市中央区那の津２丁目９番１号
破産者　株式会社東端商会
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第９６９号
名古屋市中村区則武１丁目17番13号、開始決定時の住所岐阜県多治見市松坂町２丁目11番地の45
破産者　白岩愼一郎
１　破産債権の届出期間　平成24年10月８日まで
２　一般調査期日　平成24年11月15日午後２時20分
平成24年９月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８５７号
名古屋市中村区岩塚本通５丁目11番地
破産者　株式会社中村タクシー
１　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
２　一般調査期日　平成24年11月15日午後４時
平成24年９月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５１号
熊本県熊本市南熊本３丁目７番10号
破産者　有限会社ソニックラブ
１　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
２　一般調査期日　平成24年12月６日午後２時
平成24年９月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４９号
神戸市北区道場町日下部314番地の３、従前の住所石川県金沢市芳斉２丁目５番７号
破産者　小柳　雅敬
１　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
２　一般調査期日　平成24年11月27日午前10時45分
平成24年９月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０７号
福岡市博多区博多駅中央街６番11―610号、前住所福岡県飯塚市佐與2415番地１
破産者　白土　和子
１　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
２　一般調査期日　平成24年11月16日午前11時20分
平成24年９月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６５号
大分県別府市大字鶴見4546番地の319　宝物産ビル402号
破産者　志手　和之
１　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
２　一般調査期日　平成24年11月20日午後２時30分
平成24年９月７日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１６号
京都市中京区麩屋町通夷川下る布袋屋町520番地２
破産者　乾　　光男
１　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
２　一般調査期日　平成25年１月16日午前10時
平成24年９月10日
京都地方裁判所第５民事部破産係